

随意契約理由書

件名	プリント作成ソフトウェア購入
契約の相手方	株式会社 明文館
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>市内中学校の数学科教員が、授業で使用するプリントや考査を作成する際は、Microsoft Word等を使用しているが、数式やグラフ・図形を正確に作成することは難しく、多忙化の一因となっているため教材作成用のソフトウェアを導入する。</p> <p>導入するソフトウェアは、収録問題数が多く、数式やグラフ・図形が容易に作成できるエディタ機能を備える数研出版株式会社製の下記2つを選定した。(詳細は銘柄指定理由書に記載)</p> <p>(1)Studyaid D.B. 中学数学2018データベース ～日常学習から高校入試～ (2)Studyaid D.B. 改訂版 中学数学 問題集データベース 1・2・3年</p> <p>ソフトウェアのメーカーである数研出版株式会社は、Studyaid D.B.(プリント作成ソフトウェア)の兵庫県内への販売及び納品に関して、兵庫県教育図書販売株式会社のみ委託している。さらに、兵庫県教育図書販売株式会社は、同ソフトウェアの神戸市内への販売及び納品に関して、株式会社明文館のみ取扱店に指定しているため、株式会社 明文館と随意契約を締結する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	教育委員会事務局学校経営支援課 (電話番号 984-0668 内線 956-6326)